

液状化対策工事と「同一施工主体による一貫施工」

昨年12月4日、夢洲IRカジノ事業用地の液状化対策工事が始まった。IR用地は49haだが、そのうち建物直下の約21haが対象面積である。対策工法は専門家会議「答申」により、セメント系固化工法が採用され、概算額は約255億円。

施工業者は竹中工務店・竹中土木共同企業体と大林組である。IR事業用地の液状化対策工事・地中障害物撤去・土壌汚染対策は、大阪市が788億円の債務負担行為をして実施されるものである。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業に関する協定書（2023年9月29日）の第3条に、「府、市及びSPCは、本件土地課題対策工事が公共工事に準じるものとして実施される」とし書かれている。

第4条では府市IR推進局は「SPCとの協議及び調整の窓口を担うとともに、設置運営事業と本件土地改良事業の総合調整を行うものとする」としている。大阪港湾局は「土地所有者及び本件土地改良事業の所管部局として、本件土地課題対策の実施に係る協議及び費用の認定を行い、その費用を負担するものとする」と明記。

液状化対策等工事に係る市有財産使用貸借契約書（2023年12月1日）第1条には、甲（大阪市）は、本件土地を、本件液状化等対策工事に供することを目的として、乙（大阪IR株式会社）に無償にて使用させるとしている。

大阪市が788億円を負担する液状化対策などとのIR事業用地の土地課題対策は、「公共工事に準ずるもの」とされるが、実際にはSPCが施工業者に委託して実施するものだ。このような公共工事に準ずるような公共事業は、あまり例がないのではないか。なぜ、土地所有者であり、事業費を負担する大阪市が実施しないのか理解に苦しむ。

2022年7月の住民監査請求「通知」に、そのヒントが掲載されている。大阪市は「本件土地課題対策の具体的な内容は、本件IR施設の施設計画・工事計画の内容に応じて一体で計画されるものであるところ」「土地課題対策工事とIR工事について、同一施工主体による一貫施工とすることが必要不可欠である」と主張している。

これに対して、監査委員の一人は「本件土地について、本市がIR事業用地として適切な性状を備えたものを提供する義務を負っていて、そのための費用を負担するのであれば、土地課題対策工事は、本市が直接実施するのが原則である」と述べている。

大阪市が主張するように、同一施工主体による一貫施工となれば、竹中・大林が液状化等対策工事と並行して、今夏からIR工事を開始するのであろう。先の監査委員も、両方の工事の負担関係など、土地課題対策に係る費用の一層の明確化を図る必要があると指摘する。

大阪市は「同一施工主体による一貫施工」のメリットばかり強調するが、監査委員が指摘するように、コスト増や不透明さなどのデメリットにも目を向けなくてはならない。

（2024年1月15日）